

核兵器の意義と課題

過去と将来

(要約)

小川伸一

核兵器は、核保有国がお互いに信頼に足る報復能力を備え、しかもその報復能力の有効性を維持し続けるという一定の条件を満たす限りにおいて、戦争を防止する効果を生み出す。しかし、そうした条件を満たすことは容易でない。まず、信頼できる抑止力に見合う報復の程度を推し量ることが難しい。また、相手側のカウンターフォース能力の増強に応じて、核戦力の残存性の確保、さらには核戦力の増強を進めなければならない。この結果、多量の核兵器を配備することになるが、このような事態に陥った場合、当初の期待とは逆に、核兵器の戦争防止効果を無為にする危険を抱えてしまうことになる。なぜなら、核兵器に限らず、あらゆる兵器は一旦配備されると使用される危険と同居せざるを得ないが、このような多量の核兵器が使用されることになれば、その当事国のみならず、周辺国、あるいは人類全体に壊滅的打撃を与える危険を有しているからである。

核兵器が持つ戦争防止効果、あるいは対立構造の固定化作用が限られた条件の下でのみ期待でき、しかもその条件を満たすことが容易でないとすれば、核兵器の削減、そして究極的には廃絶を追求しなければならない。しかし、核廃絶の見通しは立っていない。しかも核廃絶後の世界が安定した世界になる保証はない。したがって、残された途は、核兵器の役割を、可能な限り、国家の安全保障を担保する究極的手段とすることと、他の核保有国の核使用を抑止することの二点に絞り込めるような安全保障環境を構築することにある。そのためには、核保有国は、まず脆弱な核戦力の削減・廃棄に努めなければならない。また、国際社会は、生物・化学兵器廃絶の徹底、地域毎あるいは対立国間の通常戦力バランスの維持など安全保障環境の安定化を追求し、核使用の危険を伴う事態が生起するのを防ぐ努力を強化しなければならない。こうした包括的な安全保障施策を通じてのみ核兵器の役割の極限化、そして核軍縮も可能となるのである。

1. はじめに

1945年8月に米国の核兵器が日本の二つの都市にもたらした未曾有の惨禍を見た人々のなかには、核兵器を「絶対兵器」と称する人々が現れた¹。この「絶対兵器」を有することによる優位性は、対立する国家が核兵器を開発・配備することによって大きく損なわれたが、それでも、その後50年以上の歴史を顧みると、核兵器は、軍事戦略にその名にふさわしい変革をもたらしている。すなわち、核兵器登場後の軍事戦略にあっては、戦争を勝利に導くという伝統的な目的のほかに、戦争の勃発を防止することがこれに劣らず重要な目的として浮上したのである。とりわけ、相手に壊滅的打撃を与えるほどの核戦力を配備する核保有国の間では、戦争の防止、言い換えれば抑止戦略が軍事戦略と同義に語られるほどにまでなった。

けれども、一方で、原爆から水爆の開発など核時代の進展とともに、あまりに破壊力や殺傷力が大きい故に使用し難いという核兵器が本来的に内包する兵器としての矛盾が、次第に認識されるようになってきた。つまり、核兵器が無差別、非人道的な殺傷能力を有しているために、その使用に対して倫理的、政治的制約が立ちはだかるようになったのである。そして、その結果として浮上した「使用し難い兵器」という欠陥を埋め合わせる形で、通常戦力の強化が追求されるようになってきている。

本稿は、上述の視点から、核兵器の意義とその限界を見極め、国家の安全保障上の核兵器のあるべき姿を探ろうとするものである。

2. 核兵器と戦争防止

冷戦時代、米ソは激しく対立し続けたが、戦火を交えることはなかった。こうした冷たい平和が長期間にわたって継続した最も大きな理由は、両国が配備し、増強を続けた核兵器の存在に見いだすことができる。防御が困難な弾道ミサイルの開発・配備を契機として、米ソの軍事戦略は、報復能力に基づく抑止戦略、すなわち相手からの核攻撃を抑止することに重点が移っていった。ところがこの核抑止は、確固とした報復能力の構築を必要としたために、相手側のカウンターフォース能力の増強に応じて、あるいはそうした増強を見越して核弾頭の増強や運搬手段の多様化を迫った。その結果、対立の度を深めていった米ソは、大量の核兵器をもって対峙する事態に追い込まれた。また核抑止は、核報復の威嚇をもっともらしくすることを要したため、米ソは、常時、その核戦力を即応態勢に置くことになったのである。このような膨大な数の核兵器や、その一触

¹ Bernard Brodie, ed., *The Absolute Weapon: Atomic Power and World Order* (New York: Harcourt, Brace and Company, 1946).

即発の配備態勢にも拘わらず、米ソの間では核兵器は使用されることも、その他の兵器をもって戦火を交えることもなかった。これには、クライシス・スタビリティの維持を念頭に様々な核軍備管理措置がとられたこともあるが、最も大きな理由は、核戦争に対する恐怖が共有されたことに見いだすことができる。米ソ間の通常戦争は核戦争にエスカレートする危険をはらんでいること、一旦核の投げ合いが勃発すればそれを効果的に制御する術がないこと、そして核の投げ合いの行き着く先が両国の壊滅であること、などを知っていた米ソの為政者は、武力紛争を避けるべくそれぞれ相手に対して極めて慎重な政策をとり続けたのである。核兵器は、米ソ冷戦の原因となったわけではないが、両国が確証破壊と称される確固とした報復能力を備えるにしたがって、徐々に冷戦を構造化し、長引かせる役割を果たしたと考えられる。

これに対し、核兵器の存在は、米ソ戦争回避の一因に過ぎず、凄惨な様相を呈した第二次世界大戦の記憶や米ソが基本的に現状維持勢力であったことなども米ソの戦争勃発を大きく抑制したとの意見も見受けられる²。確かに、多大な人的・物的損害を出した第二次世界大戦の経験が米ソ戦争回避の一因であったであろうことは否定できない。しかしながら、1962年10月のキューバ・ミサイル危機における米ソの姿勢や1985年11月の米ソサミットでの米ソ共同宣言などから窺えるように³、通常戦争のように数年ではなく、数日間あるいは数時間で戦後復興の可能性さえ疑わしくする壊滅的破壊をもたらす危険を秘めた核兵器が、米ソ戦争を防止した主たる要因と見るべきであろう。こうして見れば、少なくとも一定程度の信頼できる核報復能力を備えた核保有国同士の間では、核兵器は、通常兵器を用いた武力紛争をも含め、戦争の勃発を強力に抑制すると言えるのである。

さらに核兵器は、国際政治構造の変容プロセスにも大きな影響を与えることが明らかになった。従来、国際政治構造の大きな変革の担い手は大国間の大規模戦争であった。しかしながら、冷戦終結前後に見られたソ連の解体をはじめとする欧州の国際政治構造の変容プロセスから窺えるように、核兵器は平和裡にこうした変容をもたらす大きな要因と見ることもできるのである。当時のソ連のゴルバチョフ政権が、国家再建のために如何に東西対立の解消を望み、西側陣営との協力関係を模索していたとはいえ、東西ドイツの統一、さらにはソ連の安全保障のバッファーとして位置づけていた東欧諸国が競って民主主義体制へ移行するのを容認した一因は、確固とした報復能力を備えていたソ連の核兵器が同国の安全保障を究極的に担保していたことを認識していたからに違いな

² John Mueller, "The Essential Irrelevance of Nuclear Weapons: Stability in the Postwar World," *International Security*, Vol. 13, No. 2 (Fall 1988).

³ 共同宣言の中でレーガンとゴルバチョフは、核戦争には勝者がいないこと、核戦争を戦ってはならないことを確認している。

い。このように、信頼に足る報復能力を備えた核兵器は、対立構造の固定化作用を有しているのみならず、それが何らかの理由で変革へと動き出したとしても、そうした変革を平和裡に収束させる力を持っていると考えることができる。

他方、核兵器の戦争防止効果は、核保有国と非核保有国の間ではそれほど顕著に現れていない。非核保有国が核保有国に対して武力を行使した事例は多い。例えば、当時非核保有国であった中国が核保有国である米国を中心とする国連軍に武力を行使した朝鮮戦争、ベトナム戦争、1973年の第4次中東戦争⁴、79年の中越紛争、82年のフォークランド紛争、さらにはアフガニスタンに侵攻したソ連に対するアフガンの武力抵抗である。これらの事例に共通しているのは、未曾有の殺傷力や破壊力を有するために使用し難いという核兵器の欠陥をついた点である。核保有国に戦いを挑んだ非核保有国はこうした核兵器の短所を逆手に取ったのである。他方、核保有国は、上記の紛争の幾つかにおいて核兵器の使用を検討したこともあったが、いずれのケースにおいても、断念している。この事実は、核使用をめぐる道義的、政治的ハードルがいかに高いか、言い換えれば、核兵器の戦争防止効果の限界を示すことになったのである。

また核兵器は、その残存性、すなわち信頼に足る報復能力の存否如何によって、安全保障秩序の攪乱要因ともなり得る。第三世界に属する国々のなかには、安全保障上の理由のみならず、威信を向上させる手段、当該地域内での覇権的地位を確保する手段、さらには、大国の軍事介入を阻止する手段として核兵器の保有を志向する国家も見受けられるようになった。しかしながら、これらの国々の核兵器は、戦争防止というよりむしろ戦争勃発の危険を高める要因になりかねない。第三世界の国々が核戦力を保有しても、その財政的、技術的限界から、報復能力の確保、すなわち残存性のある核戦力を配備するまでに至ることは容易でない。その結果、これらの国々の核兵器は、単なる軍事的優位や先制攻撃能力の飛躍的向上をもたらすのみであり、周辺国との関係で戦略的安定を損ないかねない。そして、政治的危機の際には、こうした核兵器が脆弱であるが故に先制攻撃や予防戦争を引き起こす誘因にもなる。要するに、確固とした報復能力のない残存性を欠く核戦力は、相互抑止関係にある核戦力に比べ、攻撃目標となりやすいために使用を急ぐ危険が高く、戦争の誘因となる危険をはらんでいると言わざるを得ないのである。

しかもこうした新興核保有国が実際に核兵器を使用するに至った場合、その核保有国の戦略的価値次第では、他の核保有国の介入・関与も想定され、事態の推移如何では、

⁴ イスラエルは、スエズ危機が生じた1956年の秋から本格的に核兵器開発を進め、1960年代末頃には実戦で使用可能な核兵器を保有していたと見なされている。例えば、"Israel's Nuclear Weapons Program," (<http://www.enviroweb.org/enviroissues/nuketesting/hew/Israel/Isrhist.html>) (1998年11月20日)。

国際安全保障秩序の大きな変動をもたらすことも予想される。また、限定的な規模であれ、広島、長崎以来半世紀以上にもわたって使用されることがなかった核兵器が使用されることになると、核兵器に対する国際社会の認識が大きく変化する可能性がある。すなわち、その核使用による被害の程度如何によっては、広島、長崎以降徐々に形成されてきた核使用をタブー視する一種の規範意識がさらに強化されることが当然予想されるものの、逆に核使用に対する道義的・政治的敷居を低下させる場合があることも考慮する必要があるのである。核兵器に対する認識がいずれの方向に向かうか定かではないが、新興核保有国が核使用に踏み切ることによって、企図した政治目的を達成することになれば、核拡散防止条約（NPT）を基幹とする核不拡散体制は根底から揺るがされることになる。こうした意味でこれらの諸国の核使用は、むしろ限定的となればなるほど、国際社会の秩序を大きく攪乱する危険を秘めているのである。

同様の危険は、一部の核大国による核兵器の使用可能性の追求、あるいは核兵器の「通常戦力化」の動きからも生じる。冷戦時代、主として抑止力の強化を目的として、実戦での使用可能性を高めるために、核兵器の小型化、爆発威力の極小化が追求された。しかしながら、核の投げ合いの行き着く先が相互確証破壊という地獄であったことを考慮すれば、核使用とその後の核エスカレーションを制御できるとの確信が得られない限り、如何に使用可能性を追求したとしても、核使用を決断することはほとんど不可能であった。ところが、冷戦後、こうした核大国の核攻撃の対象は、例えば核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器を保有する「無法国家」など、核エスカレーションの危険を伴わないものも含まれる可能性が出てきている。先に述べた新興核保有国のクライシス・スタビリティを欠く核戦力のケースと同様、そうした核使用によって意図した政治目的が達成されることになれば、核不拡散体制の崩壊をもたらしかねない。

さらに、将来、米ソ冷戦時代のように核大国が2極で対立するのではなく、3～4カ国がそれぞれ極をなして競合状態に立ち至った場合も、安全保障秩序が不安定化する恐れがある。例えば、米露に加え、中国、インドが1,000から2,000発の核弾頭を配備する核大国として登場し、それぞれ独自に国益を追求して競合状態に陥ったと仮定しよう。その際、蓋然性を別とすれば、4カ国それぞれが複数の潜在敵国を念頭に置いた報復能力を備えることを迫られることも想定される。こうした状況にあっては、4カ国とも核戦力のさらなる増強を迫られることになるが、それぞれが複数の潜在敵国の核戦力増強を考慮しなければならないために、2極対立に比べ、「軍備競争の安定化」を図ることは容易ではない。また、核戦力の増強の過程で、4カ国のうちいずれかの国家のカウンターフォース能力が目に見えて強力になれば、クライシス・スタビリティの確保は極めて困難となろう。要するに、3～4カ国がそれぞれ極をなして互いに対峙関係にある場合、自国の安全を保障するに足る報復能力を見極め、且つ確保することは極めて困難になら

ざるを得ないのである。

以上述べたように、核兵器は、少なくとも核保有国間の戦争防止の観点でみると、信頼できる報復能力の存否如何によって、肯定的、否定的インパクトの双方を備えている。そこで、確固たる報復能力を備えた核兵器が持つ戦争防止効果を活用して、国際社会の平和と安定を維持するという考え方も成り立ち得る。こうした考え方は、核保有国が潜在的に敵対関係にある他の核保有国に対し、相互抑止を可能とする報復能力を備え、しかもその報復能力の有効性が損なわれないという一定の条件が満たされてはじめて説得力を持つ。しかしながら、信頼できる報復能力を常に維持し続けることは容易ではない。冷戦時代の米ソの核戦力増強から窺えるように、2極対立の状況にあっても、信頼できる抑止力に見合う報復の程度を推し量ることは難しい。また、相手側のカウンターフォース能力の増強によって、報復能力は常に減殺されてゆく趨勢にある。こうした状況にあっても報復能力を確保し続けようとするれば、核戦力の残存性の確保努力に加え、運搬手段を多様化して核戦力の増強に向かわざるを得ない。この結果、多量の核兵器を配備することになるが、このような事態に陥った場合、当初の期待とは逆に、核兵器の戦争防止効果を無為にする危険を抱えてしまうことになる。なぜなら、核兵器に限らず、あらゆる兵器は、一旦配備されると使用される危険と同居せざるを得ないが、このような多量の核兵器が使用されることになれば、その当事国のみならず、周辺国、あるいは人類全体に壊滅的打撃を与える危険を有しているからである。要するに、核兵器には、一定の条件の下で、他の兵器には見られない戦争防止効果を期待できるが、この特性を活用することは容易ではないのである。

3. 核兵器の「周辺化」と使用規制の強化

これまでの議論から明らかなように、核兵器には、一定の条件の下で、戦争防止効果が期待されるが、その条件が満たされない場合、その効用を相殺して余りある危険をもたらす。そしてそうした条件を満たすことが容易でないとなれば、核兵器の廃絶の声が高まっても不思議ではない。しかしながら、核廃絶の見通しは立っていない。人類は、核兵器を製造する知識や技術を取得したのであり、この知識や技術を葬り去ることはできない。しかも、主としてパワー・バランスに基づく今日の国際政治の在りように手を付けずに核兵器を廃絶すれば、より不安定な世界を見ることになる可能性もある⁵。

⁵ 同様の見方として、例えば、Albert Carnesale et al., *Living with Nuclear Weapons* (New York: Bantam Books, 1983), p. 190; John J. Mearsheimer, "Disorder Restored," Graham Allison & Gregory F. Treverton, ed., *Rethinking America's Security: Beyond Cold War to New World Order* (New York: W. W. Norton & Company, 1992), p. 229; and Marc Trachtenberg, "The Past and Future of Arms Control," *Daedalus*, Vol. 120, No. 1 (Winter 1991), p. 205.

他方、製造のための知識や技術が存在し続けても、核兵器に兵器としての意義と役割を見いだすことができなくなれば、廃絶が可能となるかもしれない。歴史を顧みると、新たな兵器が開発されると、その兵器の効用は、模倣と普及、対抗手段の開発、その兵器の欠陥につけ入る兵器や軍事戦略、あるいは、その兵器を上回る政治的、軍事的効用を備えた兵器の開発などによって、次第に減殺されてゆくの常であった⁶。開発されて半世紀以上を経た核兵器をこれらの観点からみると次のことが言える。まず、模倣あるいは普及についてだが、確かに、新しい兵器が開発されても、それが普及すればその軍事的効用は減殺される。しかしながら、兵器が普及することはその兵器が使用される危険を高めることにもつながる。核兵器の場合、核保有国同士が相互抑止関係に入ることができれば、核使用の危険を低下させることができるが、そうした関係を構築することが容易でないことは既に述べたとおりである。幸い、国際社会は、核拡散が核使用の危険高めるとの認識の下、NPTを成立させ、核拡散の防止に努めている。つまり核兵器は、模倣と普及によってその意義を減殺するにはあまりにも危険すぎる兵器なのである。

核兵器に対する対抗手段に関しては、核兵器基地に対する先制カウンターフォース攻撃や核兵器運搬手段に対する迎撃能力を備える以外に方途は見あたらないが、前者は抗堪化された核戦力に対しては効果が限られている。後者については、未曾有の破壊力を持つという核兵器の特性を考慮すれば、非常に高度な迎撃能力を備えなければならないが、防空能力には限界があり、またミサイル防衛に関しては開発途上にあるに過ぎない。上記2点に比べ、あまりに破壊力や殺傷力が大きい故に使用し難いという核兵器の欠陥をつくことに関しては、核保有国の核使用に対する自己規制とも相俟って、一定程度成功していると言える。また、あらゆる面で核兵器を凌駕する兵器の存否に関しては、核兵器に取って代わって国家の安全保障を究極的に担保できそうな兵器は見あたらないために、核兵器には他の兵器に見られない軍事的、政治的意義が残っていると看做されるを得ない。

ちなみに、情報・コンピューター技術の急速な進歩に促されて登場したハイテク通常戦力が、核兵器を時代遅れにするのではとの期待が出てきている。実際、湾岸戦争におけるハイテク通常兵器のめざましい働きを受けて、米国内では、大量破壊兵器の使用の危険を伴う地域紛争であっても、核兵器に替えてハイテク通常兵器に依拠した抑止戦略の採用を主張する意見が見受けられるようになってきた⁷。確かに、今日のハイテク通常

⁶ Edward N. Luttwak, "An Emerging Postnuclear Era?" *The Washington Quarterly*, Vol. 11, No. 1 (Winter 1988), p. 5.

⁷ William J. Perry, "Desert Storm and Deterrence," *Foreign Affairs*, Vol. 70, No. 10 (Fall 1991), p. 66. また、Paul H. Nitze, "Is It Time to Junk Our Nukes?" *The Washington Post*, January 16, 1994 を見よ(Charles T. Allan, "Extended Conventional Deterrence: In from the Cold and Out of the Nuclear Fire?" *The*

兵器は、その命中精度および攻撃目標の選別能力の向上によって、抗堪化された軍事基地や司令部などを一定程度破壊する能力を備えるに至っている。こうした能力は、従来、核兵器のみが有していたものである。また、ハイテク通常兵器は、政治目的達成のための道具としてのみならず、報復威嚇の信憑性の観点から見ても、核兵器に優っている。核報復は、大きな人的、物的損害を強いるため、核兵器以外の手段を用いる侵略に対しては不釣り合いな報復になりがちであり、核報復の決断を下すことは容易ではない。そしてこのことは、核兵器国に対し武力を行使する非核兵器国が散見された歴史的事実から窺えるように、侵略を企図する側も十分に承知している。また、北朝鮮やイラクの例を見るまでもなく、近隣諸国に武力侵攻を行う国家は歴史的に見て全体主義国家が多い。ところが全体主義国家の常として、その政府の政策は国民の意思を反映していない。にもかかわらず、核報復に基づく抑止は、こうした国民に犠牲を強いることになるのである。これに対し、選別的報復攻撃が可能で、副次的被害を最小限にとどめるハイテク通常兵器を使用した場合、こうした問題が生じる余地は相対的に少なく、したがって報復威嚇の信憑性も高いと言えるのである。

しかしながら、ハイテク通常戦力に依拠した抑止力には、その長所を打ち消しかねない限界も見受けられる。第1に、ハイテク通常兵器に基づく抑止は、肝腎の抑止力として十分な説得力を持ち得ない恐れがある。まず、ハイテク兵器とは言え、通常戦力であることには変わりがない。したがって戦争の帰趨が予測し難いために抑止が効きにくいという通常抑止の欠陥から完全に抜け出すことはできない。また、核兵器の破壊力や殺傷力は万人の認めるところとなっているが、ハイテク通常兵器に関しては、その破壊力を認識させることが容易ではない。ハイテク通常兵器の軍事力としての効能は、高い命中精度と攻撃目標の選別能力に依拠しているが、目標選別能力は軍事情報収集能力に負うところが大きい。ところが、他国にとってこの軍事情報収集能力、すなわち目標選別能力を推し測ることが容易でないため、ハイテク通常兵器の破壊力が十分理解されない恐れが残っているのである。

第2に、通常戦力がもたらす損害は過小評価されがちである。国家は、それぞれ独自の「戦略文化」、あるいは軍事力に関する独自の見方を持っており、ハイテク通常兵器の破壊力を米国が期待するほど恐れていないかもしれない。特に、いわゆる「戦時下の抑止力（intra-war deterrence）」、すなわち戦闘行為のエスカレーションを阻止する能力に疑問が残る。例えば、一旦、ハイテク通常兵器を用いた後に、相手側が生物・化学兵器の使用に踏み切るのを同じハイテク通常兵器で抑止することは容易ではない。要するに、核報復と異なり、決定的なインパクトを持たない通常戦力による報復は、本質的に

挑戦者に訴える力が弱いと、信頼性の高い抑止力を築き上げることが容易ではないのである。コリン S. グレイを引用するならば、「核兵器は、クラウゼウッツの言う「摩擦」を解消できる⁸」が、ハイテク通常戦力にこうした能力を期待することは難しい。このように、ハイテク通常兵器は兵器として幾つの特筆すべき利点を有しているものの、抑止力の視点から見ると、依然、核兵器に取って代われる兵器とは言い難いのである。

また、一部の国家で進められているハイテク通常戦力の強化、あるいはいわゆる「軍事における革命 (RMA)」の進展は、逆に核兵器の意義と役割を増大せしめ、核拡散を促すことになりかねない。技術的、財政的にハイテク兵器の開発や RMA に伍してゆけない国家から見れば、ハイテク兵器や RMA への対抗手段は核兵器など大量破壊兵器の開発以外にないと判断することが十分予想されるからである。

このように、核兵器の意義が残り続けるとするならば、如何に核兵器との共存を図るかが課題となる。一言で述べるならば、核兵器の意義と役割を、可能な限り、国家の安全保障を担保する究極的手段とすることと、他の核保有国の核使用を抑止することの二点に絞り込めるような安全保障環境を構築することにある。広島、長崎以降、半世紀以上の長きにわたって核兵器が使用された事実がないことから、核兵器の役割は、既に上述の二点に絞り込まれていると見ることもできるかもしれない。しかしながら、一部核保有国の核使用に関する宣言政策を見る限り、核兵器に上述の二つの役割以上のものを期待している国家も見受けられる。したがって、各国は、核使用の危険の極限化を可能とする安全保障環境の構築に取り組まなければならない。

核兵器を国家の安全保障の究極的保障手段として位置づけることの法的妥当性については、核威嚇や核使用の合法、違法性をめぐって、国際司法裁判所 (ICJ) が 96 年 7 月に呈示した勧告的意見のなかで既に一定の見解が示されている。すなわち、ICJ は、核兵器の威嚇や使用は、一般的に、国際人道法を含む国際法に違反するが、国家の存亡がかかる極限状況における核兵器の威嚇や使用については、合法、違法とも結論を下すことができない⁹、と断じたのである。この勧告的意見を読む限り、国家の存亡が岐路に立っている究極的事態から脱するために核兵器の使用に踏み切っても、人道法上、違法とは即断できないことになる。勿論、ICJ の勧告的意見には法的拘束力がない。しかし、唯一の世界法廷の意見として無視できない政治的、道義的重みを有していることも否定できないのである。

⁸ Colin S. Gray, "Nuclear Weapons and the Revolution in Military Affairs," T.V. Paul et al., ed., *The Absolute Weapon Revisited: Nuclear Arms and the Emerging International Order* (Ann Arbor: The University of Michigan Press, 2000), p. 117.

⁹ International Court of Justice, Case Summaries, "Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons," Advisory Opinion of 8 July 1996. (<http://www.icj-cij.org/icjwww/idocuments/isummaries/iunanaummary960708.htm>) (2001 年 11 月 2 日)。

核兵器の役割を他の核保有国の核使用を抑止することに絞り込むことは、冷戦後とみに要求されるようになった核の「先行不使用 (no-first use)」体制の構築と同義である。核の先行不使用を制度化できれば、核兵器の役割を他の核保有国の核使用を抑止することに絞り込むのみならず、核軍縮・廃絶へ向けてのはずみとなる可能性も秘めている。すなわち、核兵器の存在意義が他の核保有国の核使用を抑止するのみであれば、その論理的帰結として、核保有国が一律に核兵器を削減、そして全廃しても失うものがないということになるからである。さらに、NPT 上の 5 核保有国が合意して核の先行不使用体制を構築すれば、その副次的効果として、非核保有国は、原則的に核威嚇や核攻撃を恐れる必要がなくなり、NPT 体制の最も大きな懸案事項である核保有国と非核保有国の間の政治・安全保障上の不平等性も緩和され、NPT 体制の安定性や信頼性が格段に向上することになる。このように、核の先行不使用を制度化できれば、核軍縮、あるいは NPT 体制の安定性や信頼性を高めることにも役立つ。

しかしながら、核の先行不使用体制を構築してもその約束の遵守を強制する術がない。したがって、核の先行不使用の安全保障上の意義は、核の「先行使用 (first-use)」の誘因をどの程度取り除くことができるかにかかっている。そのためには、まず、懸案となっている生物兵器禁止条約 (BWC) の査察・検証システムを早期に成立させ、さらには過渡的措置として「大量破壊兵器の先行不使用」を宣言するなどの措置を講じて生物・化学兵器の廃絶を追求するとともに、地域毎あるいは対立国間の通常戦力バランスを維持する施策を講じなければならない。とりわけ、事実上の核保有国を抱え、紛争が頻発している中東や南アジア地域においては、他の地域にも増して上述の各施策や地域毎の信頼醸成措置の徹底を図らねばならない。

核兵器の意義と役割を局限化するためには、核兵器の拡散防止と核軍縮を定めている NPT の維持・強化も忘れてはならない。核拡散、核戦力の増強のいずれも核兵器の意義と役割の増大を意味しているからである。今日、NPT は、放置し続ければ NPT の信頼性と安定性を脅かしかねない幾つかの問題を抱えているが、その中で最も緊急度の高い問題は 5 核保有国、とりわけ米露の核軍縮である。既に指摘したように、非核保有国が核開発・保有に走る動機は、安全保障上の懸念、地域覇権、外交手段の獲得など様々であり、米露など核保有国が核軍縮を進めても、そのこと自体必ずしも核拡散防止に直結するわけではない。しかしながら、非核保有国が核開発・保有の禁止義務を受け入れているのは、5 核保有国が核軍縮を進めることを前提にしていることも事実である。したがって、核保有国が核兵器の意義を過度に強調したり、核軍縮努力を怠れば、NPT の信頼性や安定性を脅かすことになるのである。

NPT 第 6 条の規定する核軍縮義務は一義的には 5 核保有国にある。ところが、これまで 5 核保有国は、核廃絶を「究極の目標」として受け入れてきたものの、核軍縮に關す

る効果的措置について具体的な施策を講じることには必ずしも積極的ではなかった。しかしながら、ICJ は、先に指摘した勧告的意見のなかで、第 6 条の規定について、一般的、抽象的な核軍縮義務にとどまらず、核軍縮に向けての具体的な措置を講じることを義務づけているとの解釈を示した¹⁰。また、2000 年に開催された NPT 運用検討会議においては、非核保有国からの強い要請を受けて、核保有国は「核兵器の廃絶を明確に約束」するに至った¹¹。このように、第 6 条が規定する核軍縮義務は、従来の核保有国の解釈に比べ、より具体的かつ直截的なものに変容してきているのである。核軍縮をめぐる 5 核保有国の今後の動向を注視する必要がある。同時に、非核保有国も、核軍縮をめぐる単なる傍観者、あるいは核保有国の核軍縮義務の不履行を難詰するだけの国家にとどまることは許されない。なぜなら、核兵器の意義と役割の極限化や核軍縮を可能とする安全保障環境を作り出すためには、生物・化学兵器の廃絶、さらには通常戦力バランスの維持など非核保有国の積極的関与を欠くことのできな課題が山積しているからである。

4. おわりに

核対峙で彩られた冷戦という一つの時代は終わったものの、国家の安全保障を確保するために核兵器が必要であるとの認識が消えたわけではない。確かに、あまりに破壊力や殺傷力が大きい故に使用し難いという核兵器が生来備えている兵器としての自己矛盾のために、核兵器の軍事的効用が疑問視されてきていることは事実である。また、湾岸戦争やコソボ紛争を経てハイテク通常戦力に自信を深めた米国では、核兵器を技術力や経済力の劣る国家の兵器と見る意見も出てきている。しかしながら、核兵器とそれに基づく核抑止を安全保障の究極的手段とする見方が、大方の核保有国の間で、依然、一般的であり、根強く残っている。包括的核実験禁止条約（CTBT）が、国連総会で採択されて 5 年以上経っても発効の目処がたっていないことを見れば、このことは容易に察知されよう。

ところがこの核兵器は、一旦使用されれば、戦闘員と非戦闘員、あるいは老若男女を問わず大量かつ無差別な殺戮をもたらす忌み嫌うべき兵器でもある。また、核兵器が大量に使用されれば、その核戦争の当事国のみならず、周辺諸国にも大きな危害を与えることは間違いない。こうした観点から見ると、核兵器は、対立と抗争を繰り返す国際社会にあっては必要かもしれないが、「悪」であることも疑いない。核兵器が安全保障を確

¹⁰ Ibid.

¹¹ Arms Control Association, “2000 NPT Review Conference Final Document,” *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 5 (June 2000), p. 31.

保するために必要であるとしても、それが「悪」である限り、核兵器への依存度を極力下げなければならない。核使用の危険を可能な限り低下させ、国際政治の裏舞台に押し込めなければならないのである。